

「動画で2分間アピール」応募規定

【団体について】

- ・ 応募できる団体は、川崎市内で活動している市民活動団体または川崎市内で社会貢献活動を行っている団体（企業、学校を含む）です。
- ・ ただし、以下の団体は除きます。
 - ① 布教を目的とする宗教活動、特定の政党や候補者の支援活動をする団体。
 - ② 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）」第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員が関与する団体。
 - ③ 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」第2条に規定する差別的言動をすると認められる団体。

【内容について】

- ・ 2分間で、団体のミッションや活動内容、募集している人やモノ、ポストコロナを見据え将来取り組もうとしていることなどをアピールします。
- ・ 実演や音楽演奏などのパフォーマンスも可能です（著作権にご注意ください）。
- ・ 公序良俗に反するものや、誹謗・中傷などの内容を含む言動を行った場合は、撮影を中止します。
- ・ 応募の際に、アピール内容の原稿を提出していただきます。

【動画撮影について】

- ・ 動画撮影は、かわさき市民活動センターの会議室で行います。
- ・ 撮影日時は、調整のうえ決定します。
- ・ 撮影にかかる時間は、1時間程度を想定しています。
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、事前の検温、撮影直前までのマスク着用、少人数での参加などをお願いします。

【制作物について】

- ・ 撮影した動画は、テロップなどを入れたうえで、当センターのYoutubeチャンネルにて公開します。
- ・ 制作した動画の著作権は当センターに帰属します。
- ・ 公開された動画へのリンクは自由です。